高岡市公告第 196 号

令和７年度高岡市人事行政の運営等の状況について

高岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年高岡市条例第 29 号）第６条の規定に基づき、令和７年度における高岡市人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

令和８年９月 30 日

高岡市長　出町　譲

１　任免及び職員数に関する状況

（１）職員数の状況（各年４月１日現在）

病院部門等の業務執行体制の見直しにより減員となった一方で、商工部門等の業務執行体制の強化により、令和８年度の職員数は、令和７年度と比べ１名減少しました。部門ごとの状況は、次の表のとおりです。

（人）

部門		区分	職員数		対前年増減数
			令和８年	令和７年	
普通会計部門	一般行政部門	議会	10	10	0
		総務企画	187	191	-4
		税務	59	62	-3
		民生	257	258	-1
		衛生	79	76	3
		労働	2	2	0
		農林水産	30	29	1
		商工	50	43	7
		土木	108	105	3
		小計	782	776	6
	特別行政部門	教育	163	164	-1
		消防	217	215	2
		小計	380	379	1
公営企業等会計部門		病院	478	485	-7
		水道	38	38	0
		下水道	32	31	1
		その他	51	53	-2
		小計	599	607	-8
一部事務組合などへ派遣			5	5	0
合計			1,766	1,767	-1

※　職員数は、一般職に属する職員数であり、育児休業代替任期付職員、市職員の身分を保有す

る休職者、派遣職員（但し、氷見市からの消防職員は除く。）などを含み、再任用短時間勤務職員、臨時的任用職員及びパートタイム会計年度任用職員を除いています。

（参考）氷見市からの消防職員数　59 人（令和８年４月１日時点）
再任用短時間勤務職員数　11 人（令和８年４月１日時点）
会計年度任用職員数（パートタイムを除く）　34 人（令和８年４月１日時点）

（２）任用の状況

令和７年度における新規採用者数は、127 人です。

※　「新規採用者数」とは、令和７年度に新たに高岡市の職員として採用され、各任命権者の部局に配属された者の数であり、他の自治体からの出向者、育児休業代替任期付職員などを含み、再任用短時間勤務職員、臨時的任用職員、パートタイム会計年度任用職員を除いています。

（参考）氷見市からの消防職員の出向者数　３人
再任用短時間勤務職員の採用数　11 人
会計年度任用職員の採用数（パートタイムを除く）　34 人

（３）離職の状況

令和７年度における退職者数は、95 人です。

※　「退職者数」とは、令和７年度に高岡市職員の身分を失った者の数であり、他の自治体への出向戻し、育児休業代替任期付職員の退職を含み、再任用短時間勤務職員、臨時的任用職員、パートタイム会計年度任用職員の退職を除いています。

（参考）氷見市からの消防職員の出向戻し者数　３人
再任用短時間勤務職員の退職数　１人
会計年度任用職員の退職数（パートタイムを除く）　20 人

（４）異動の状況

令和７年度における異動数は、次のとおりです。

区分		部長級	次長級	課長級	副課長級	係長級	その他	計
合計		10	27	77	65	109	400	688
	うち昇任	7	10	14	22	29		82

※　新規採用を異動数に含めています。
※　係長級より下位の職における昇任は、「うち昇任」件数に含めません。

２　人事評価の状況（令和７年４月１日～令和８年３月 31 日の状況）

①　評定方法

本市の人事評価制度は、目標管理によるマネジメント手法を取り入れ、一定期間内の業績を評価する「業績評価」と、職務遂行の過程において発揮された職員の能力を評価する「能力評価」の２つから構成されています。評価には、当該職員の上司２名があたっています。

②　評価期間

前期評価　４月１日から９月 30 日まで（基準日：毎年８月１日現在）
後期評価　10 月１日から３月 31 日まで（基準日：毎年２月１日現在）

③　対象者

全職員（再任用職員、育児休業代替任期付職員、臨時的任用職員、会計年度任用職員を含む。）

3　競争試験及び選考の状況

令和７年度に実施した競争試験及び選考の状況については、次の表のとおりです。

職種		募集人数	申込人数	倍率	採用者数
事務職	大卒程度(第１期実施分)	11名程度	18	1.3	4
	大卒程度(第２期実施分)	若干名	17	17	1
	短卒程度	若干名	21	21	0
	高卒程度	若干名	3	3	1
	障がい者	若干名	9	9	1
	社会人経験者(R6 下期)	若干名	27	27	5
	社会人経験者(R7 上期)	若干名	43	43	10
事務職(ﾃﾞｻﾞｲﾝ・ｸﾘｴｲﾃｨﾌﾞ業務)	社会人経験者(R6 下期)	若干名	3	3	1
	社会人経験者(R7 下期)	若干名	1	1	1
技術職(土木)	大卒程度(第１期実施分)	若干名	1	1	1
	大卒程度(第２期実施分)	若干名	3	3	2
	高卒程度	2名程度	0	－	－
	社会人経験者(R6 下期)	若干名	1	1	0
	社会人経験者(R7 上期)	若干名	3	3	1
技術職(建築)	大卒程度(第１期実施分)	若干名	2	2	1
	有資格者(R6 下期)	若干名	0	－	－
	有資格者(R7 下期)	若干名	0	－	－
技術職(電気)	有資格者(R6 下期)	若干名	0	－	－
	有資格者(R7 下期)	若干名	1	1	0
消防職	大卒程度	若干名	12	12	2
	高卒程度	若干名	9	9	2
福祉総合職	第１期実施分	若干名	5	5	1
	有資格者(R6 下期)	若干名	3	3	2
	有資格者(R7 上期)	若干名	4	4	1
保育士		若干名	19	19	3
保健師		2名程度	6	6	2
薬剤師	第１期実施分	3名程度	1	1	0
	第２期実施分	若干名	0	－	－
	有資格者(R6 下期)	若干名	0	－	－
	有資格者(R7 上期)	若干名	1	1	0
	選考(随時募集)	3名程度	1	1	0

臨床検査技師	若干名	5	5	1
看護師	若干名	12	12	8
技能労務職	若干名	9	9	1
合　計	50名程度	240	3.5	52

※採用者数は、募集以後の退職動向、採用予定者の辞退等の要因により、募集人数と異なる場合があります。

※募集人数が若干名の場合は、１名程度として倍率を算出しています。

4　給与の状況

（１）人件費の状況（普通会計決算）

区分	令和7年度
住民基本台帳人口（R8.3.31）	160,480　人
歳出額　（A）	84,174,740　千円
人件費　（B）	11,118,485　千円
人件費率（B／A）	13.2　％

※人件費とは、一般職員の給与・共済費と市長・議長などの特別職に支給された給料・報酬などを合算した額です。

（２）職員給与費の状況（普通会計決算）

区分		令和7年度
職員数(A)		1,155　人
給与費	給料	4,588,423　千円
	職員手当	733,754　千円
	期末･勤勉手当	1,899,919　千円
	計(B)	7,222,096　千円
1人当たり給与費(B／A)		6,253　千円

※職員手当には退職手当を含みません。

※職員数には再任用短時間勤務職員、臨時的任用職員及び会計年度任用職員は含みません。

※給与費には、再任用短時間勤務職員、臨時的任用職員及び会計年度任用職員（フルタイム）の給与費が含まれています。

（３）平均給料月額及び平均年齢の状況（一般会計）（令和８年４月１日現在）

一般行政職	平均給料月額	334,300 円
	平均年齢	40 歳 1 ヵ月
技能労務職	平均給料月額	323,000 円
	平均年齢	46 歳 3 ヵ月

※「一般行政職」とは、国の行政職俸給表(一)の適用を受ける者に相当する職員で、税務職、看護・保健職、福祉職、教育職などを除く職員です。

※「技能労務職」とは、国の行政職俸給表(二)の適用を受ける者に相当する職員で、運転手、調

理員、用務員、業務士などです。

（４）初任給の状況（令和８年４月１日現在）

一般行政職	大学卒	237,600 円
	高校卒	206,700 円
技能労務職	大学卒	223,200 円
	高校卒	198,200 円

※上記の額は標準額を示すものであり、採用時の前歴換算措置などにより異なることがあります。

（５）職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和８年４月１日現在）

区分		経験年数				
		10 年～15 年	15 年～20 年	20 年～25 年	25 年～30 年	30 年～35 年
一 般 行政職	大学卒	309,000 円	341,900 円	382,000 円	414,400 円	441,000 円
	高校卒	273,400 円	300,300 円	261,200 円	300,900 円	401,000 円
技 能 労務職	大学卒	288,800 円	300,800 円	323,500 円	338,900 円	367,600 円
	高校卒	－	291,400 円	314,600 円	332,900 円	345,300 円

（６）一般行政職の級別職員数の状況（令和８年４月１日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な職務内容	主事 技師	主事 技師	主任	係長	副課長	課長	次長	部長	
職員数	56 人	95 人	203 人	103 人	50 人	46 人	18 人	6 人	577 人
構成比	9.7%	16.5%	35.2%	17.8%	8.7%	8.0%	3.1%	1.0%	100%

※「職員の給与に関する条例」に基づく一般給料表適用者の級区分による職員数です。

（７）職員手当の状況（令和８年４月１日現在）

区分	内　　容
扶養手当	・子　　月額 13,000 円 ・父母等　　月額 6,500 円(※) ・扶養親族のうち 16 歳の年度初めから 22 歳の年度末までの子については、1人につき月額 5,000 円を加算 ※ 職務の級が 8 級であるものにあっては 3,500 円
住居手当	・借家等　月額 16,000 円を超える家賃を支払っている職員に対し、負担している家賃の額に応じて最高 28,000 円まで支給
通勤手当	・交通機関等利用者　定期券等の価額による一括支給(限度額 150,000 円) ・交通用具使用者　距離段階区分に応じて、2,000 円～66,400 円
期末手当 勤勉手当	(令和7年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 6月期　1.250 月分　1.050 月分 12月期　1.275 月分　1.075 月分 計　2.525 月分　2.125 月分 ・職制上の段階、職務の級等による加算措置あり(5%～15%)
退職手当	(支給率)　自己都合　勧奨・定年 勤続 20 年　19.6695 月分　24.586875 月分 勤続 25 年　28.0395 月分　33.27075 月分 勤続 35 年　39.7575 月分　47.709 月分 最高限度額　47.709 月分　47.709 月分

特殊勤務手当	令和7年度 (普通会計決算)	職員全体に占める手当支給職員割合	23.8%
		支給対象職員1人当たりの平均支給年額	30,675 円
	手当の種類(令和6年4月1日現在)		※ 16 種類
	市税賦課徴収手当、防疫作業手当、救護収容手当、社会福祉施設等業務手当、医療業務手当、現場技術指導手当、社会福祉業務手当、消防業務手当、保健指導等業務手当、除雪手当、用地交渉手当、清掃作業手当、犬猫死体処理手当、特殊車両操作手当、道路補修作業手当、災害応急作業等手当		

超過勤務手当	令和7年度 (普通会計決算)	支給総額	371,063 千円
		支給対象職員1人当たり支給年額	362 千円
	令和6年度 (普通会計決算)	支給総額	384,288 千円
		支給対象職員1人当たり支給年額	377 千円

（８）特別職の給料・報酬等の状況（令和8年4月１日現在）

区分		支給月額
給料	市長	600,000 円 (1,000,000 円)
	副市長	830,000 円
報酬	議長	645,000 円
	副議長	580,000 円
	議員	545,000 円
期末手当（令和7年度支給割合） 6 月期　1.725 月分 12 月期　1.775 月分 計　3.50 月分		

・市長の給料月額は、令和７年９月 17 日から条例に定める金額の 40％を減額支給しており、減じた後の支給月額を記載しています。

５　勤務時間その他の勤務条件の状況

（１）職員の勤務時間（令和８年４月１日時点における一般職の標準的なもの）

一般行政職の標準的な勤務時間は、次の表のとおりです。

１週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38 時間 45 分	午前８時 30 分	午後５時 15 分	午後零時から午後１時まで

（２）休暇、休業制度の状況

主な休暇、休業制度の概要及び令和６年度における取得状況は、次の表のとおりです。

区分	制度概要等	取得状況
年次休暇	職員の請求に基づき付与される休暇。暦年毎に 20 日を付与。また、20 日を限度として翌年に繰り越すことができる。	平均取得日数 12.1 日
夏季休暇	夏季における諸行事への参加や心身の健康維持等を図るために仕事を休むとき。６月から９月の期間内において５日以内	平均取得日数 4.6 日
病気休暇	傷病により仕事を休む必要があるとき。原則 90 日以内	平均取得日数 2.6 日
出産付添	妻が出産する場合に、夫である男性職員が妻の出産に伴い必要と認められる入院の付添等を行う必要があるとき。妻が出産のために病院に入院する等の日から出産の日後２週間の期間内に２日以内	取得者 28 人
家族看護休暇	職員が、配偶者、父母、子、配偶者の父母等の看護のために仕事を休む必要があるとき。１年に５日以内	取得者 480 人
育児時間	生後１歳未満の子を育てる職員が、その子の授乳や保育を行うとき。１日２回、各 30 分	取得者 0 人
育児参加	妻の産前休暇期間から当該出産に係る子が１歳に達するまで期間内において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する必要がある時。5日以内	取得者 19 人
育児休業	３歳に満たない子を養育するとき。子が３歳に達する日までの期間	取得者 67 人
部分休業	小学校就学前の子を養育しつつ勤務するとき。子が小学校に就学するまでの期間で、始業時又は終業時、１日を通して２時間以内	取得者 128 人
介護休暇	配偶者、子、同居の祖父母等が傷病等により日常生活を営むのに支障をきたしていて、その介護を行うために仕事を休む必要があるとき。２週間以上６月以内	取得者 0 人

※高岡市からの他機関への派遣職員等を除いています。

6　分限及び懲戒処分の状況

（1）分限処分の状況

令和７年度の分限処分の状況は、次の表のとおりです。

※　分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行われる、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分のことをいいます。なお、表中の件数は令和７年度中の延べ発令件数であり、例えば一人の職員に対し令和７年度中に２回の休職発令があった場合は、件数を２とカウントしています。

区分	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績がよくない場合					
心身の故障の場合		1	79		80
職に必要な適格性を欠く場合					
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合					
刑事事件に関し起訴された場合					

（2）懲戒処分の状況

令和７年度の懲戒処分の状況は、次の表のとおりです。

※　懲戒処分とは、公務における規律と秩序を維持する目的から、職務上の義務違反など、公務員としてふさわしくない非行があった場合に行われる処分のことをいいます。

戒告	減給	停職	免職	計
	1	1	1	3

7　服務の状況

（1）令和７年度の営利企業従事許可の状況

件数
67

※　公務員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業等の役員等の地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務に従事してはならないとされており、次のいずれにも該当しないと認める場合に限り、例外的に許可を受けることができます。

ア　その職員の職と当該営利企業との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがある

イ　職務の遂行に支障を及ぼすおそれがある

ウ　その他公務員として適当でないと認められる

（２）職務専念義務免除の状況

令和７年度の職務専念義務免除の状況は、次の表のとおりです。

※　公務員は、その勤務時間中において職務に専念する義務がありますが、法律又は条例で定める以下の区分に該当する場合は、限定的にその免除が認められています。

区分	承認件数
研修を受ける場合	0
厚生に関する計画の実施に参加する場合	1,059
公務災害補償に関する審査請求等をし、又はこれらの審査に出頭する場合	0
勤務条件に関する措置の要求をし、又はその審理に出頭する場合	0
不利益処分に関する不服申立てをし、又はその審理に出頭する場合	0
職員団体の代表者として、当局と交渉を行う場合	22
当局に不満を表明し、又は意見を申し出る場合	0
市の特別職としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合	0
他の地方公共団体、国若しくは地方公共団体が設置する公社等又は市が出資若しくは助成等を行っている公共的団体等の業務に専ら従事する場合	32
国又は地方公共団体の機関、学校その他公共的団体から委嘱を受けて研修、講演等を行う場合	18
その他任命権者が特に必要と認める場合	167

８　退職管理の状況

令和７年４月１日～令和８年３月 31 日に所属長以上で退職し、再就職した者の状況は次の表のとおりです。

所属長以上で退職した職員			7 名
うち再就職者			3 名
	再就職先区分	市（再任用、嘱託等）	1 名
		市出資法人（50%以上）	1 名
		民間企業	0 名
		その他の団体	1 名

９　研修の状況

令和７年度の職員研修の実施状況は、次の表のとおりです。

研　修　区　分			開講日数	修了者数
階層別研修			35 日	515 人
	新規採用職員研修、中堅職員研修、所属長研修、係長研修等			
専門研修			92 日	3,685 人
	公務員倫理研修、企画力向上研修、パソコン講座、行政実務実践講座、政策法務研修、交渉力向上研修、説明・話し方向上研修、DX 研修等			
その他研修				
	派遣研修（国、富山県ほか）			40 人
	自己啓発（自主研修、通信教育ほか）			208 人
	教育委員会（栄養士・調理員・用務員研修）		10 日	197 人
	上下水道局（技能体験研修ほか）		2 日	26 人
	消防（昇任時研修、火災調査技術研修ほか）		82 日	580 人
合　計			221 日	5,251 人

10　福祉及び利益の保護の状況

（1）職員の健康管理

労働安全衛生法等に基づく各種健康診断等を実施し、その他健康障害の防止対策を行っています。

①　健康診断の実施状況

区　　分	対　象　者	受診実績等	摘要
定期健康診断	全職員	1,677 名	
特定業務従事者の健康診断	深夜勤務を伴う業務に従事する職員及び病原体による汚染の恐れがある業務に従事する職員	454 名	
その他の健康診断	胃検診及び女性検診について、それぞれ希望する職員	445 名	富山県市町村職員共済組合の保険事業による全額負担
検便	水道法に基づく検査（年２回）	18 名	

②　特定保健指導

高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定保健指導について、162 名を対象として実施しています。なお、実施主体は医療保険者である富山県市町村職員共済組合となります。

③　健康障害防止対策等

実施事項	概要及び対象者	実績等
心の健康相談事業	毎月１回、職員本人やその家族、上司などからの相談に臨床心理士が対応	17 回開催のべ 46 名利用
感染症予防措置	病原体による汚染の恐れがある業務に従事する職員に対する、破傷風及びＢ型肝炎の予防措置を実施	10 名
ストレスチェック	年に１回定期的にストレスの状況について検査を実施し、メンタルヘルス不調の未然防止を図るもの	1,455 名

（2）厚生制度

職員の勤務能率の向上や、元気回復などを目的として、厚生事業を行っています。
厚生事業は、職員の掛け金と高岡市の交付金によって運営されています。

①　職員互助会に対する公費負担の状況

ア　令和７年度公費負担の総額　　3,467 千円
イ　職員互助会の会員数　　1,769 名
ウ　会員一人当たりの公費負担額　　1,960 円
エ　公費負担額の算定の方法　　（公財）高岡市勤労者福祉サービスセンターに対して負担する会費の 1/2 と入会金を足し合わせた額
オ　会員掛け金の算定の方法　　給料月額の千分の 1.4

②　職員互助会が実施している事業の概要

事業区分	事業の内容	実績・事業費等
給付事業	職員の慶事及び弔事に対し、祝金及び弔慰金を支給するもの	204 件 1,550 千円
その他の事業	人間ドックの利用助成、インフルエンザ予防接種の助成、親睦会活動の助成	9,616 千円

（３）共済制度

地方公務員共済組合法に基づき、職員とその家族の生活の安定と福祉の向上を図り、職務の能率的運営に資することを目的として、富山県市町村職員共済組合が事業を実施しています。

① 共済組合によって実施されている事業の概要

事業区分	事業の内容
短期給付事業	組合員とその家族の病気、けが、出産等に対する必要な給付を行うもの
長期給付事業	組合員の退職、障害又は死亡に対して、年金又は一時金の給付を行うもの
福祉事業	組合員とその家族の健康の保持増進事業、保養施設の運営、住宅資金の貸付等を行うもの

② 共済組合に対する負担金

共済組合に対し、法令等に基づき、令和７年度中に高岡市が負担金として支出した額は次のとおりです。

令和７年度共済組合負担金　　2,338,747 千円

（４）公務災害補償制度

地方公務員災害補償法に基づき、職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償を行うため、地方公務員災害補償基金が事業を実施しています。

① 令和７年度中の公務災害等の発生の状況

区分	件数	災害の概要
公務災害	11 件	医療行為中の感染症患者接触、作業中の機械による怪我など
通勤災害	0 件	

② 地方公務員災害補償基金に対する負担金

地方公務員災害補償基金に対し、法令等に基づき、令和７年度中に高岡市が負担金として支出した額は、次のとおりです。

令和７年度地方公務員災害補償基金負担金　　14,784 千円

11　公平委員会の業務の状況

（１）勤務条件に関する措置の要求の状況

件数
0

（２）不利益処分に関する不服申し立ての状況

件数
1